

公 示 第 1 9 0 号
令和 7 年 3 月 1 9 日

業 者 各 位

支出負担行為担当官
防衛装備庁長官官房会計官付
経理室長 木暮 聡
(公 印 省 略)

公 示

入札及び契約心得の一部を、別添のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日より適用しますので、お知らせします。

添付書類：新旧対照表

改正後	改正前																																																															
入札及び契約心得（地方調達）	入札及び契約心得（地方調達）																																																															
10.13 物品製造請負契約書（別紙様式第6）、役務請負契約書（別紙様式第7）、物品売買契約書（別紙様式第8）、建設工事請負契約書（別紙様式第9）、技術支援契約書（別紙様式第10）、貸借契約書（別紙様式第11）、単価契約書（別紙様式第12）、委託契約書（別紙様式第13）、役務等請負契約書（別紙様式第13－1）、 <u>業務委託契約書（別紙様式第13－2）</u> 、 <u>変更契約書（別紙様式第27）</u> 以外の提出書類については、押印の見直しにより、電子データによる提出が可能となることから、提出先にそれぞれ電子データを提出することにより、必要部数の提出と替えるものとします。	10.13 物品製造請負契約書（別紙様式第6）、役務請負契約書（別紙様式第7）、物品売買契約書（別紙様式第8）、建設工事請負契約書（別紙様式第9）、技術支援契約書（別紙様式第10）、貸借契約書（別紙様式第11）、単価契約書（別紙様式第12）、委託契約書（別紙様式第13）、役務等請負契約書（別紙様式第13－1）、 <u>変更契約書（別紙様式第27）</u> 以外の提出書類については、押印の見直しにより、電子データによる提出が可能となることから、提出先にそれぞれ電子データを提出することにより、必要部数の提出と替えるものとします。																																																															
<u>別紙様式第13－2</u>	[様式を加える。]																																																															
<table><tr><td>契約番号</td><td>第</td><td>号</td><td rowspan="2">収入印紙</td></tr><tr><td colspan="3">年 度</td></tr><tr><td colspan="4"><u>業 務 委 託 契 約 書</u></td></tr><tr><td colspan="4">契約金額 ￥ (うち消費税及び地方消費税額 ￥)</td></tr><tr><td>件 名</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>数量・単位</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>契 約 保 証 金</td><td colspan="3">￥</td></tr><tr><td>提 出 場 所</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>納 期</td><td colspan="3">年 月 日</td></tr><tr><td>代金支払回数</td><td colspan="3">回</td></tr><tr><td>特 約 条 項</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>仕 様 書 等</td><td colspan="3">別紙のとおり</td></tr><tr><td colspan="4">本契約の締結を証するためこの書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。</td></tr><tr><td colspan="4">年 月 日</td></tr><tr><td colspan="4">甲</td></tr><tr><td colspan="4">乙</td></tr></table>	契約番号	第	号	収入印紙	年 度			<u>業 務 委 託 契 約 書</u>				契約金額 ￥ (うち消費税及び地方消費税額 ￥)				件 名				数量・単位				契 約 保 証 金	￥			提 出 場 所				納 期	年 月 日			代金支払回数	回			特 約 条 項				仕 様 書 等	別紙のとおり			本契約の締結を証するためこの書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。				年 月 日				甲				乙				
契約番号	第	号	収入印紙																																																													
年 度																																																																
<u>業 務 委 託 契 約 書</u>																																																																
契約金額 ￥ (うち消費税及び地方消費税額 ￥)																																																																
件 名																																																																
数量・単位																																																																
契 約 保 証 金	￥																																																															
提 出 場 所																																																																
納 期	年 月 日																																																															
代金支払回数	回																																																															
特 約 条 項																																																																
仕 様 書 等	別紙のとおり																																																															
本契約の締結を証するためこの書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。																																																																
年 月 日																																																																
甲																																																																
乙																																																																

業務委託契約条項

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書並びに参考として仕様書に添付された図書（以下「仕様書等」という。）に定めるところに従い、支援、補助、助言、提言（以下「支援等」という。）を行い、納期までに実施した措置・対応をまとめた報告書（以下「成果報告書」という。）を納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

2 甲は、この契約に別段の定めがあるもののほか、代金のほかこの契約に関しなんらの負担を負わないものとする。

(代金)

第2条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。ただし、特約条項により支払金額を確定する場合は、当該特約条項の定めるところに従い確定した金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。

(債務の引受け等の承認等)

第3条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
- (3) この契約の主要部分を第三者に再委託する場合。

2 甲は、前項第1号及び第2号に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

3 乙は、この契約の全部を一括して第三者に再委託してはならない。

(代理人等の届出)

第4条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

- (1) この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合
- (2) この契約の主要部分でない部分（軽易なものを除く。）を第三者に再委託する場合。

(再委託)

第5条 乙は、この契約の一部を第三者に再委託する場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。

(第三者の権利の侵害の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行に当たり、第三者の有する知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権をいう。）又は技術上の知識に関し第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

(契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義)

第7条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が契約書及び仕様

書に定めるところと矛盾する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

3 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(職員の派遣)

第8条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、甲の指名した職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。

2 甲は、職員を派遣する場合は、その権限及び事務の範囲を乙に明示しなければならない。

3 前項の職員は、職務の遂行にあたり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。

4 乙は、職員の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

第2章 契約の履行

第1節 納入

(給付の終了の届出)

第9条 乙は、成果報告書の持込みの完了によりこの契約に基づく給付が終了した場合は、直ちに委託完了届を提出し、その旨を検査官に届け出なければならない。成果報告書が分割して納入することとされている場合において、それぞれの部分につき給付が終了したときも同様とする。

(受領検査)

第10条 甲は、前条の届出があった場合は、当該届出に係る成果報告書について、この契約に基づく給付の完了の確認のため、甲の指名した検査官により受領検査を実施させるものとする。

2 受領検査においては、委託完了届を確認した上、成果報告書が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより合格又は不合格の判定を行うものとする。

3 前項の判定は、前条の届出があった日から10日以内にしなければならない。

4 乙は、受領検査に立ち会うことができる。

5 乙は、検査官に対し、検査の日時その他必要な事項の通知を求めることができる。

6 受領検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(受領)

第11条 甲は、成果報告書が受領検査において合格とされた場合は、これを受領する。

2 甲は、乙が受領検査において不合格とされた成果報告書を引き取るのに必要な期間は、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

第2節 代金の支払

(代金の請求及び支払)

第12条 乙は、成果報告書の全部を納入した場合は、代金を甲の指定する者に請求することができる。ただし、この請求は特定器材の全部が引渡しが完了するまでは、することができない。

2 乙は、代金を請求する場合は、甲が指定する者の行う納入の確認を得た上、受領書その他甲の指定する証拠書類を添付した適法な支払請求書をもってするものとする。

3 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

(支払の特例)

第13条 前金払に関する特約条項が付帯されている場合、甲はその定めるところにより前金払を支払う。

2 部分払に関する特約条項が付帯されている場合、甲はその定めるところにより部分払を行う。

(支払遅延利息)

第14条 甲は、約定期間(第16条第3項の期間をいう。以下同じ。)内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 甲が、第10条第3項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数をこえる場合は、約定期間は満了したものとし、甲は、そのこえる日数に応じ前2項の計算の例に準じ、第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

(契約保証金による充当)

第15条 甲は、第27条第1項の規定により違約金を徴収し、又は同条第2項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払がなかったときは、甲はこれを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

第3節 納期の猶予及び履行遅滞

(納期の猶予)

第16条 乙は、理由を添えて、納期の猶予を申請することができる。

2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで納期を猶予することができる。

3 乙は、納期を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

(延納金)

第17条 乙は、前条第2項の規定により納期が猶予された場合においては、延納日数を次の各号に掲げる日数に区分して、それぞれの日数1日につき、延納分に相当する代金に対しそれぞれ次の各号に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

(1) 30日以内の日数 1/3, 500

(2) 30日をこえる日数 1/2, 000

2 前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払を求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

(1) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入した日までの日数

(2) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から猶予された日までの日数

(3) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した日の翌日から納入した日までの日数

(4) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

3 前項の規定の適用においては、納入は第9条の届出があった時にされたものとみなす。

4 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第18条 乙は、成果報告書の納入が納期に遅れた場合には遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

2 前項の規定において「遅滞日数」とは、納期の翌日から遅滞分を納入した日(納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合においては、当該申請があった日)までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

3 前条第3項の規定は、前項の場合に準用し、前条第4項の規定は、第1項の場合に準用する。

第3章 契約の効力等

(成果報告書の納入不能等の通知)

第19条 乙は、理由のいかんを問わず納期までに支援等を行い成果報告書を納入する見込みがなくなった場合、支援等を行い成果報告書を納入することができなくなった場合又は第21条の規定により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第20条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、支援等を行い成果報告書を納入することができなくなった場合は、乙は支援等を行い成果報告書を納入する義務を免れるものとし、甲はその代金の支払の義務を免れるものとする。

2 前項の場合において、甲が、乙の既に行った支援等の成果がこの契約による業務委託の目的の一部を充足しているものと認めてそのような成果に関する報告書を受領したときは、代金のうちこれに相当する金額を支払う。

3 甲の責めに帰すべき理由により、支援等を行い成果報告書を納入することができなくなった場合は、乙は支援等を行い成果報告書を納入する義務を免れるものとし、甲は乙に代金（乙が、納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

4 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害負担)

第21条 支援等を行っている間に事故が発生した場合において、支援等を継続すべきときは、その損害は次項から第4項までの規定に従って負担されるものとする。

2 前項の事故が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。ただし、官給品等については、その損害は甲の負担に帰する。

3 第1項の事故が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。

4 第1項の事故が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。

5 第2項ただし書又は第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度でその負担を免れる。

第4章 契約の変更等及び解除

第1節 契約の変更等

(契約の変更)

第22条 甲は、支援等の実施が完了するまでの間において必要がある場合は、納期、納入場所、契約数量、仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

3 第1項の協議の結果、契約金額を変更する必要性が生じた場合においても、以後しばしば契約金額の変更の必要性を生ずる見込みがあるときその他相当と認めるときは、甲乙協議の上、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これを取りまとめて行うこととすることができる。

4 乙は、官給品等の支給又は貸与その他この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、納期その他この契約に定めるところを変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第23条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(支援等の一時中止)

第24条 甲は、支援等の実施が完了するまでの間において、その支援等を一時中止させることができる。

2 甲が支援等を一時中止させた場合において乙に損害が生じたときは、乙はその損害につき甲に賠償を請求することができる。

3 前項に規定する損害賠償の請求は、支援等の再開の日から30日以内に文書により行わなければならない。

4 支援等を一時中止した後再開した場合の納期については、第22条第4項の規定を準用する。

第2節 契約の解除

(甲の解除権)

第25条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が納期までに支援等を行い、成果報告書を納入しなかった場合
- (2) 乙の責めに帰すべき理由により乙が支援等を行い、成果報告書を納入することができなくなった場合
- (3) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が納期までに支援等を行い、成果報告書を納入しなかった場合
- (4) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が支援等を行い、成果報告書を納入することができなくなった場合
- (5) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合
- (6) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達すること

